

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項	と畜場使用料又はとさつ解体料の認可又は変更の認可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 法第 12 条第 1 項の規定による認可の申請は、盛岡市と畜場法施行細則第 4 条に規定すると畜場使用料（変更）認可申請書又はとさつ解体料（変更）認可申請書によること。

2 標準処理期間は、15日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。